

れいわ ねんどしょう しゃ たいしょう
令和3年度障がい者を対象とした
 はしもとししよくいんさいようしけんじゅけんあんない
橋本市職員採用試験受験案内

しよくしゆ 職 種	じ むしよく こうそつていど 事務職 (高卒程度)
うけつけきかん 受付期間	がつ にち げつようび 11月1日 (月曜日) から がつ にち きんようび 11月19日 (金曜日) まで もうしこ ゆうそう う つ ※申込みは郵送で受け付けます。
だい じ しけん び 第1次試験日	がつ にち にちようび 12月5日 (日曜日)
さいようよてい び 採用予定日	れいわ ねん がつ にち 令和4年4月1日

※台風・大雨・地震などの非常時または新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験日程等を変更することがあります。なお、変更の場合は、橋本市ホームページでお知らせしますので、必ず確認をお願いします。

※本試験の申込み時点で令和3年度橋本市職員採用試験の選考中の方は、受験することはできません。

※橋本市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※この他の採用試験など職員採用についての情報は、橋本市ホームページの「橋本市職員採用について」をご覧ください。

「橋本市職員採用について」

<https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/shokuin/saiyo/saiyou.html>



1. 職種、採用予定および受験資格

職種	採用予定	受験資格
事務職 (高卒程度)	1名	<p>令和4年4月1日時点で18歳から39歳までの人（昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人）で、以下の①～④のいずれかの条件を満たす人。</p> <p>① 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている人</p> <p>② 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている人</p> <p>③ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人</p> <p>④ 知的障がい者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された人</p> <p>* 活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できる人に限ります。なお、拡大鏡などの補装具の使用は可能です。</p>

●次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 橋本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験日程・会場・試験内容

試験	試験日	試験会場	試験内容
第1次試験	12月5日（日）	橋本市役所	教養試験・職場適応性検査 集団面接試験
第2次試験	1月中旬（予定）	橋本市役所	個別面接試験

※第1次試験の受験案内については、受付完了後、申込者に別途通知します。

※試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。

試験科目

試験科目	内容
教養試験 (択一式60問 75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力をはかる問題
職場適応性検査 (択一式150題 20分)	公務員としての職業生活への適応性についての検査 (検査結果は第2次試験の個別面接試験の参考資料とします。)

2. 申込み方法

受付期間	<p>●申込み方法は、郵送申込みのみです。</p> <p>11月1日(月曜日)～11月19日(金曜日) 必着</p>
提出書類	<p>●下記の①～③については、A4サイズで片面印刷してください。</p> <p>①職員採用試験申込書(2ページありますので注意してください)</p> <p>②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は、知的障がい者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定されたことが分かる証明書類</p> <p>③封筒2通(結果通知用、第1次試験案内送付用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・84円分・2通の切手を貼ってください。 ・長形3号の封筒を使用してください。 ・申込者の郵便番号、住所、氏名を明記し、氏名の後に「様」を付けてください。
申込先	<p>〒648-8585</p> <p>橋本市東家一丁目1番1号 橋本市 総合政策部 職員課</p> <p>●封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きしてください。</p> <p>●角型2号の封筒に入れ、「簡易書留郵便」で郵送してください。</p>
試験案内	<p>●受付が完了した申込者には、11月26日までに第1次試験についての詳細を郵送します。</p>
その他	<p>●申込み後に氏名、住所、電話番号などに変更があった場合は、必ず職員課まで連絡してください。</p> <p>●障害等のため補装具の使用や受験上の配慮を必要とされる方は、職員採用試験申込書の「受験における連絡事項」へ必ず記載してください。(内容によりこちらから確認をする場合があります。また、内容によりご要望に沿えない場合もあります。)</p>

※この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

※受験資格を満たしていないことが判明した場合、それ以降の試験を受験することはできません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

3. 採用について

この採用試験の合格者は、原則として令和4年4月1日に採用されます。

ただし、以下の場合には合格または採用を取り消す場合があります。

- ①職員採用試験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合
- ②採用時に必要な書類の提出がない場合
- ③採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合

4. 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備えて繰上げ合格候補者をあらかじめ決定し、辞退等があった場合にその中から成績順に正式合格者とする制度です。

- (1) 繰上げ合格候補者は、正式合格者の次順位以下の方の中から成績順に採用候補者名簿に登載します。
- (2) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に正式合格者となります。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
 - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかになった等により採用できない場合
- (3) 繰上げ合格により正式合格者となった方には、その旨を文書で通知します。
- (4) 令和4年4月1日に正式合格者に欠員が生じずに採用された場合、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。
- (5) 本市が認める得点に達しない場合は、この制度は適用しません。

5. 試験結果の開示

この試験の結果について、口頭により開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、直接職員課へお越しください。なお、電話、郵便等による請求及び代理人の請求では開示できません。

請求できる人	開示内容	開示時期	開示場所
第1～2次試験の不合格者	総合得点、総合順位及び科目ごとの得点	各試験の結果発表から1か月間	総合政策部職員課

※開示時間は、土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

6. 給与

初任給の一例は、以下のとおりです。

(令和3年4月1日現在)

大学卒	短大卒	高校卒
182,200円	160,100円	150,600円

※採用前に職務経験等がある場合は、基準により加算されます。

※このほか、基準により地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

7. 職員採用試験の実施状況（過去2年間）

採用職種	令和2年度			令和元年度		
	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
事務職 (障がい者対象)	—	—	—	10	1	10.0

8. 試験に関する問い合わせ先

橋本市 総合政策部 職員課

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1193 (直通)